



埼玉県報

第 2 6 1 5 号
平成 2 6 年 7 月 2 9 日
火 曜 日

目 次

告示

- [自衛官の募集に関する告示\(地域政策課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [エルタックス電子納税システム構築業務委託に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [エルタックス電子納税システム構築機器賃貸借に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定の解除予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定の解除\(森づくり課\)](#)
- [事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告\(建築安全課\)](#)
- [県道日高川島線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道日高川島線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道片柳川越線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道片柳川越線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域の変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の供用の開始\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示\(保健体育課\)](#)

告示

埼玉県告示第七十三号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

一 募集種目

自衛官候補生（男子及び女子）

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

（男子）平成二十六年八月一日（金）から十二月一日（月）まで

（女子）平成二十六年八月一日（金）から九月九日（火）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成二十七年三月

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成二十六年八月二十七日（水）（男子）

平成二十六年八月二十八日（木）（男子）

平成二十六年八月二十九日（金）（男子）

平成二十六年八月三十日（土）（男子）

平成二十六年九月二十六日（金）（女子）

平成二十六年九月二十七日（土）（女子）

平成二十六年九月二十八日（日）（女子）

平成二十六年九月二十九日（月）（男子）

平成二十六年十月四日（土）（男子）

平成二十六年十月五日（日）（男子）
平成二十六年十月二十三日（木）（男子）
平成二十六年十月二十四日（金）（男子）
平成二十六年十月二十六日（日）（男子）
平成二十六年十月二十七日（月）（男子）
平成二十六年十二月五日（金）（男子）
平成二十六年十二月六日（土）（男子）

□ 試験場の位置及び名称

東京都練馬区大泉学園町
陸上自衛隊朝霞駐屯地
埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七
陸上自衛隊大宮駐屯地
埼玉県狭山市稻荷山二丁目三番地
航空自衛隊入間基地
埼玉県熊谷市拾六間八百三十九番地
航空自衛隊熊谷基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八 八三一 六〇四 三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS 1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所
（電話〇四八 六五一 二四二〇）
ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階
自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所
（電話〇四八 二九二三 四六九一）
ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内
自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所
（電話〇四八 四六六 四四三五）
ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所
（電話〇四八 五二二 四八五五）
ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四 二三 六一五七)

告 示

埼玉県告示第七千七百七十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひまわり

三 代表者の氏名

平田 邦子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県ふじみ野市大井六百九十一番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、ボランティア精神に則り、地域の高齢者、障害者の方々や介助をする方に対して、日常生活においての不便に思うバリアに対して、手助けをする目的に賛同して戴いた、協力者の皆さんと送迎、家事支援等種々の手助けをする事業を目的とする。

（変更後）この法人は、ボランティア精神に則り、地域の高齢者、障害者の方や介助を必要とする方に対して、不便なく日常生活を送っていただけるよう、支援することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人育自の魔法
- 三 代表者の氏名
山口 ひとみ
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県川越市かわつる三芳野一番地（十七 五百四）
- 五 定款に記載された目的
この法人は、「育自のための小さな魔法」というワークショップを通じて、母親等が自らの人生を語り合い、聴き合い、認め合うことで、自らを育み、ともに育ち合うことを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので次のとおり公示する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

エルタックス電子納税システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15
番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 6 月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内 1 丁目 6 番 6 号

5 契約金額

35,640,000 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1
項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので次のとおり公示する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

エルタックス電子納税システム構築機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年 6 月 19 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋 2 丁目 15 番 12 号

5 契約金額

74,507,040 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県告示第七十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松伏ニュータウンショッピングセンター

埼玉県北葛飾郡松伏町松葉一丁目五番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日

二 届出年月日

平成二十六年七月四日

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年十一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや三郷戸ヶ崎店

埼玉県三郷市戸ヶ崎二丁目二百四十三 五、二百四十三 四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

八 変更年月日

平成二十五年二月一日

二 届出年月日

平成二十六年七月四日

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年十一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千八十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

以下の事項に関し、新設届出に関する説明において虚偽と判断せざるを得ない説明を行ったものであるから、地域の住民への適切な説明を再度行う事、及び、第一種低層住居専用地域の住民生活環境保持の為の対応について担当者を任命し、住民からの申入窓口を設置して、それを地域住民に公表して、開店後において、問題の解消、軽減について措置を講ずる体制を整備すべきであり、本意見の内容についての配慮を求める。

1 経路の選定等に関する事項

(1) 自動車来店・帰宅経路の案内について

来店経路について、チラシ・ウェブサイトによる案内、誘導看板の設置だけでなく、カーナビゲーションシステム会社や、地図ルート検索業者に對し、協力を要請し、説明会に於いて周知を図るとした経路のみを来店者が利用するようにすべきである。

帰宅経路についても誘導看板だけでなく、交通整理員の配置によって、想定外の方角に出庫しないように、利用出口を規制すべきである。

また、三芳スマートインターチェンジの利用による来店者に対するの経路を周知させる為、三芳パーキングエリア内に経路案内板を設けるべきである。

さらに、経路について、設置者は、「誘導看板を設ける」とか、「周知を行う」との説明に止め、具体的な設置箇所、及び設置数や、内容について、説明会において、明示しないのであるから、開店後も地域住民よりの要望があれば、それに従って対策を為すべきであり、その配慮をすべきである。

(2) 周辺交差点等の交通対策について

平成二十五年七月二十五日付けの(仮称)ららぽーと富士見 新築工事、建築計画・工事説明会(以下「工事説明会」という)に於ける、交通計画について(その2 各地点の対策)の説明において、『北側出入口』
「大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に関する説明会(以下「大店立地法説明会」という)の『出口1』は、工事説明会において、『施設から左折でニュータウン側へ通り出来ない対策を実施』『左折で出られない対策』としていたが、大店立地法説明会においては、『施設内・出入口付近の交通対策(案)』においては、『西側ニュータウン(住宅地)側への出庫及び西側ニュータウン側からの入庫を抑制』としており、工事説明会では『出られない』としていたものが、大店立地法説明会では『抑制』として言葉を違えている。

よって、当初の説明のとおり、左折の出庫を禁止すべく、左折禁止の看板の設置、及び、交通整理員を出口及び西側ニュータウン入口に配置し、西側ニュータウン(住宅地)への車両の侵入を防止するための配慮をすべきである。

周辺交差点等の交通対策に関しては、『自動車来店経路(計画地周辺)』によると、

施設全体の休日十五時台 千六百五十台/一時間

(A) 勝瀬、三芳方面 二百三十二台(入口6)

(B) さいたま・志木方面 千二十四台(入口2・3、出入口4)

(C) 川越方面 三百九十七台(入口2・3)

の合計千六百五十三台との計算になっている。

(A)(B)(C)の個別台数は割合計算の少数点以下を繰りあげたものであることは容易に判断されるが、この計算に、ご近隣様用とする出入口9に関する入庫数が計上されていない事が判明する。車の台数として表示する際に、〇・一台という数量は適さないもので、少数点以下を繰りあげたと思われるが、出入口9を利用する車両台数が〇であるなら、少数点第一桁で繰りあげたとすると、利用台数は、一時間に、〇・一台以下であるから、この出入口を運用する必要はない。(一時間に〇・一台以下ということは、つまり十時間にやっと一台利用するという計算である。)

そうでないなら、大店立地法説明会における『自動車来店経路(計画地周辺)』の交通量の計算が、出入口9の利用をしない計算で行われていて、計画と異なる説明を敢えてしたと判断されるものである(つまり、こんな足し

算の確認が出来ない筈はないので、計算してない事を知っていてわざと算入していない計算の説明をしたという事であり、虚偽の説明をしたと判断される事態である）。なお、大店立地法説明会による、『場内の騒音対策について』の項目で、出入口9は『夜間走行制限エリア』とされていることからして、二十二時以前は車両の通行を予定している事も明白である）。さらに、『ご近隣様用』とする出入口は、真にご近隣様用であるなら、利用台数数値が算入されてしかるべきであるのに、そうでなく、「〇」として説明したかったのは市道五一三七号線の交通量が増えたと反対意見が多く出ることや設置者が懸念したからというのは見易い事である。よって、出入口9を運用するなら、再度、交通量の調査及びシミュレーション行って、地域の住民への適切な説明を行い、開店後に発生する、問題について対応すべきであり、入出庫数が、減少する十八時以降は利用しない等の対策をしないなら出入口9は閉鎖すべきである。

同様に、『自動車帰宅経路（計画地周辺）』についても、出入口9の利用は計上されていない。これも同様に計算されていない。大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針に従って左折出庫させるなら、出口7との併用は市道五一三七号線を渋滞させるのみであり、市道五一三七号線への出庫は富士見市役所前の交差点の需要率により出庫数の限界が定まるのであるから、出口7を利用するなら、出入口9の出口を利用する価値は低く、ほとんど無いと言えるのだから、閉鎖すべきである。

(3) でも述べるが、大店立地法説明会時点において、市道五一三七号線は、勝瀬中学前から、市役所へ向かい、市役所前交差点まで、大型車の通行が禁止されていた。現在は規制が解除されているので、徐々に大型車の通行が増加するのは明らかである。そうであれば、交差点需要率の計算においては、大型車は、普通車に換算するなら、一・七倍に計算すべきであるから、大型車通行禁止の規制が解除され、大型車の通行が増加した場合の交差点需要率は、当初の計算と異なることは見やすい道理であるので、設置者は、再度、交通量を調査し、交差点需要率を計算し、その結果を公表し、交差点需要率が、限界となるなら、設置者は、交通管理者・道路管理者に対し、大型車の通行の禁止規制を求めるなどの対策をなすべきである。

大店立地法説明会における『自動車来店経路（計画地周辺）』において記載の(A)(B)(C)方向よりの来店のみを計上しているが、三芳スマーティンターチェンジの利用者が、左折出場し県道二六六号線を利用し上沢交差点を左折する経路について、説明されておらず、同経路を走行する車両

が市道五一三七号線に流入することについて、故意に、適切な説明をしなかったのであれば、虚偽の説明をしたと判断せざるを得ず、そうでないなら、再度、地域住民に対し、説明を行い、意見を求め、その意見に従った対策をなすべきである。

(3) 出入口付近の交通対策について

同出口の市道五一〇六号線は現在、富士見川越バイパスへ向かつての一方通行で、大型車の通行は禁止であるが、大店立地法説明会開催後に、市行政より、同市道を拡幅し、一方通行を解除し、さらに大型車の通行可とする計画の説明があり、市行政と設置者が、(1)及び(3)の状況からして、出口1よりの左折の出庫を行えるように画策しているとした判断出来ない状況である。

となれば、大型車の通行可能な大規模小売店舗の周回道路で第一種低層住居専用地域を取り囲む事態となり、前代未聞の計画を立てていることになる。このような事態は、当然、大規模小売店舗立地法の目的たる、周辺の地域の生活環境の保持のために適正な配慮がなされることを確保するという趣旨に反していることは疑いもなく、交通渋滞・交通安全・騒音等について多くの影響を及ぼすことは明らかであり、大規模小売店舗立地法の規制における、県意見の表明を逃れるべく、地元説明会終了後まで、その計画を明らかにせず、意見書提出期限後まで、その着工を遅らせて、住民等の意見の提出を防ごうとしたと考えざるを得ず、それは、即ち、設置者、及び、市行政は、多大な影響を受ける地域住民によって、その計画が反対され、差し止めを求められる事を自覚していることを表すに他ならないのであるから、同計画の、西側ニュータウン方向への通行及び大型車の通行の禁止を設置者が交通管理者・道路管理者に対し求めるべきであり、

- 1 (2) と共に、その配慮を求める。

市道五一三七号線は、現在、富士見ニュータウン前から市役所前交差点まで、規制速度が三十キロメートル/時であり、以前は大型車の通行が禁止されており、さらに、速度抑制対策として、ハンブ（道路を凸型に舗装し、事前にこれを見たドライバーがスピードを落とすことを意図）が施工されていたものであるが、これを、車道・歩道の改修・舗装の打替・歩道の整備として、ハンブを撤去、道路幅を拡幅、大型車を通行可とし、さらに規制速度を四十キロメートル/時に上げることを計画していると判断するしかない状況である。これも、現在工事中であり、速度規制は、三十キロメートル/時のままであるが、(1)と同様に意見書提出期限後に、ハン

ブが施工されずに舗装が仕上げられ、速度規制を変更されることは容易に想像される。そうでないなら、設置者が計画段階において、市道五一三七号線の、富士見ニュータウン前から市役所前交差点まで、ハンブが施工され、大型車の通行が禁止され、制限速度が三十キロメートル/時の状態で店舗の設置を計画したのであるから、交通安全や騒音対策として、三十キロメートル/時の速度規制や、速度抑制対策を継続するように、交通管理者、道路管理者と協議するように配慮を求めらる。

(4) 駐車場出入口について

市道五一三七号線は、勝瀬中学・諏訪小学校・私立第三保育所・私立第五保育所・きたはら幼稚園・富士見すくすく保育園の通学・通園時の利用道路であるだけでなく、富士見市民文化会館きらり ふじみ・市立中央図書館・市民総合体育館へ向かう、生徒・児童・未就学児童が通行するのみでなく、夏期には富士見ガーデンビーチ（プール）に向かう多くの子供らが通行する道路であり、また、市役所へ向かう、視覚障害者が利用する道路であり、歩道に点字ブロックの設置されている道路である。その際に通行する歩道に、設置者は、出口7、入口8、出入口9を計画している。子供や視覚障害者が通行する歩道を施設へ出入りする車両が横断することになるのである。道路交通法において、歩道を通行する歩行者は、軽車両や自動車に対する何らの注意義務を負っていないのであり、当然に優先権を有するのであるから、設置者が出入口を設け、多くの自動車を通行させるのであるなら、車両が歩道を横断する際には、交通整理員を配置し、歩行者を優先させるように配慮すべきである。建築工事中は、工事車両出入口には、警備員等を配置し、歩行者や、自転車等の通行の安全を確保しているのであるから、出口7、入口8、出入口9を運用するのであるなら、開店後も同様に、使用する時間は、交通整理員を配置して、子供の安全を守るべきでありその配慮を求めらる。

大店立地法説明会の説明において、出入口9は『ご近隣様用』とし、『近隣からお越しの方向けの出入口』としているが、反対等の意見を封じるための方便でないのなら、ウェブサイトや店舗内の、案内図、見取り図、店舗全体図等の表記にも出入口9について『ご近隣様用』と表記して、遠方からの来店者の利用の防ぐべきであり、設置者自身が行えることであるので、容易に実現可能な措置であり、それによって、市道五一三七号線の歩道を横断する車両数の低減を図る配慮を求めらる。

富士見川越バイパス側の出入口4、入口2・3は、富士見市サイクリン

グマップに推奨するサイクリングコースを横断するものであるから、サイクリング者が安全に通行できるように対策する配慮を求める。

2 騒音の発生に係る事項

騒音予測・対策について

本施設は、立体駐車場や、屋上駐車場を擁するのであるから、シネマのレイトショーが行われるなら、午前四時迄の深夜の時間帯のレイトショー終了時刻に一齐に帰宅する自動車動き出すことから、大店立地法説明会『発生する騒音の予測結果』記載の予測地点だけでなく、音の反射や回折・干渉によつて特定の場所に騒音が集中する事があり得、所謂、空気砲と同様の効果によつて一方向に騒音が向く可能性があるので、開店後には、予測地点だけでなく、駐車場や、屋上の高さと同じ標高の地点についてや、遮音壁から離れた他の地点においても、騒音の計測をして、その影響を小さくするために、対策すべきである。

3 施設の運営に関する事項

大規模小売店舗立地法は、大規模小売店舗その周辺の生活環境の保持を目的とするものであり、同法第十条には、生活環境の保持についての適正な配慮をして当該大規模小売店舗を維持し、運営しなければならぬと規定しているので、意見書提出期限経過後も、言うに及ばず、また当然、開店後も、同法は設置者に対し生活環境の保持についての適正な配慮を課しているのであるから、生活環境保持の為の対応についてその担当者を任命し、住民からの申入窓口を開設し、地域住民に公表して、開店後においても、配慮すべき事項に関する指針に定められている問題の解消、軽減について措置を講ずる体制を整備すべきである。

大規模小売店舗立地法は、設置の届出と県意見の表明のみがその目的では無く、地域の住民の生活環境保持をするために、設置者に対し、事前に、生活環境保持の為の検討を行わせることを規定しているが、当然に、設置者は開店後も地域の住民の生活環境保持に努めなければならないのである。県意見の表明が無かったことが、生活環境を悪化させた事の免罪符になる訳では無く、地域住民は、生活環境の悪化に対する損害賠償請求を設置者に対して行えるからと言って、開店後は、何らの配慮をする必要が無いのでは無いことを、所掌事務をなす行政機関は知悉しているから、大規模小売店舗立地法第十条の趣旨に従い、上記窓口の設置を為す配慮をすべきである。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

「店舗への誘導路を二五四バイパスに沿って十分確保すべきである」

埼玉県は、住民から出される意見を斟酌し、大規模小売店舗立地法第九条、十条を適正に運用されることをまず望む。ららぽーと富士見は、少なくとも十キロメートル圏内からの集客を見込み、四千六百台を収容できる大駐車場を整備している。店舗周辺は、市民が出入りする市役所、救急指定を受けている総合病院や消防署、文化施設等の重要施設があるうえ、閑静な住宅街、農地が広がっている環境にあることから、来店する車の渋滞・混雑を避ける措置・対策が最大限にとられなければならない。店舗への来店車の出入りについて三井不動産の資料では、二五四バイパスが大半になっていることからバイパスに沿った店舗への誘導路の十分な確保が必要と考える。それは、店舗へのスムーズな出入りを助ける、バイパスの他の走行車への影響緩和、周辺市内道路の混雑緩和、大量の車、また混雑・渋滞をさけることで排気ガス対策の効果が期待できる。ところが、三井不動産の誘導路計画は、交差点1（新設）からみて新座方面に約七十メートルの一本、川越方面に約九十メートルの二本（あわせて百八十メートル）である。これでは、せいぜい十数台、二十数台分ではないか。三井不動産は、土・日・祝日のピーク時を予想したデータを示して「渋滞の心配なし」としているが、来店車がどの位の時間で駐車場に停車するのかの試算・目標も持つておらず無責任ではないか。これまで建設計画の説明会でも少なからぬ市民から「もっと長い誘導路を」の要望に対して誠意ある対処をしてくれなかった。埼玉県は、入間市の大型ショッピングモール周辺の大渋滞を想起し、三井不動産の誘導路計画の根拠をたたくべきである。県・市は責任ある調査・検討をして国にも

必要な働きかけをし、バイパス周辺の農地地権者の理解・協力をえて、三井不動産を良く指導して次のような措置をとられるよう要請したい。

- ・新座方面 新河岸川を渡った付近から誘導路を確保する
- ・川越方面 ふじみ野市鷺森（さぎのもり）高架橋を過ぎた付近から誘導路を確保する

「誘導員の配置計画は状況判断をして柔軟におこなうとともに目標をもって行うべき」

交通整理を行う誘導員の配置について、「適切な位置に必要なに応じて」、「歩行者及び自転車の事故がないよう安全に」、「オープン時や休日等の繁忙時には増員し」、「誘導員の配置計画については所轄警察署等を含めた関係者と協議」して決定するとしているのは当然であるが、具体的な目標をもった設置基準を示す能动性、主体性が必要なのではないか。

前項でふれたように、来店車の各出入口と駐車場間の所要時間を設定し、電光標示板、誘導員の配置で混雑・渋滞をさけるべきである。二五四バイパス、市内道路、店舗内リングロードをスムーズに通行させることが必要。三〇五分以内で出入り可能とすべき。埼玉県は三井不動産に具体的計画をもつよう指導してほしい。

「周辺交差点への影響評価は、専門家・学識経験者の科学的知見を集め、必要な対策を」

周辺交差点への影響評価について、来店車の出入ピークの休日十五時台を検討時間帯にし、現況調査による交通量に、計画によって発生する来店帰宅交通量を加えたものを計画完成後交通量にみて、各交差点（四力所）の交差点需要率で評価、信号処理の限界値〇・九を下回っているから、交通処理は可能としている。三井不動産に確認したところ〇・九は一回信号待ちをすれば通行できるという。しかし交差点2、3、4は至近距離にあり、相当な混雑・渋滞が危惧されている。県道の混雑・渋滞は、市道五一三七号線、市道七二号線等周辺道路に大きな影響が出て、周辺環境、消防車・救急車の通行も心配される。埼玉県は、三井不動産の算出根拠をただし、必要な調査・検討を。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

近隣生活者の健全な生命維持と生活環境保全性に配慮すべきと考えます。
排気汚染について

一丁目三番七号は、塀から七十センチメートル内側が居間となっている。地盤も低めである為車の通行量が増える事は空気の汚染につながる事は一番の心配であるので、希望者に空気清浄機の配布を希望します。

希望する個人に代替地を提示し、跡地を公園用地とか、通学学童の集合場所や高齢者の集い場に活用、歩行者の安全通行に活用することを提案します。
車道への配慮（交通規制等）

沿道の家は大型車両の振動に耐えられない家があります。荷さばき施設に出入りする大型車は通さないで欲しいと思います。

安眠妨害を考慮して、夜間二十三時から早朝五時迄の大型車通行禁止にして欲しいと思います。

市道五一三七号線は、全線端から端まで防音性のあるコンクリート舗装にして欲しいです。

車の通行に伴う振動の影響を最小限にする工夫をして欲しいです。（耐震補強をしていない家が多いためです）

車がスピードを出しづらくする斜線を引いてください。（車やバイクの暴走道路にならない工夫をお願いします）

街灯への配慮

現在以上の照明にはしない。とくに夜間は余り明るすぎると集団を作り易いと思われれます。（青少年など）

自家用車の出入口への配慮

道路側が玄関の場合、来客は道路に車を止めます。車寄せがスムーズに出る様カーブ型の空間を工夫できないでしょうか。

終わりに

市道五一三七号線の問題は今後も色々出てくる事と思います。ここで生活していくことを考えると、生きた心地がしません。

側溝はこのままでしょうか。金網は、蓋は、人通りが増えれば、排泄物、たばこの吸い殻、犯罪へと、エスカレートが心配されます。

今後道路の補修等で嵩上げすると言えば、次は水で苦しむのでしょうか。まだまだ目が離せません。

工事者側にとっては今更ながらですが、関係者ばかりにでなく、早い時機に住人達に地権をお持ちの方々ばかりでなく話に通っていたら良かったのと思っています。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千八百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

子どもたちが安全にすごせる環境の維持、保育所周辺の渋滞対策

・登降所の際やさんぽなどが安全に行えるような歩行者に配慮した道の整備、
交通整理をしてほしい。

（信号の間隔が長い為途中に信号機を増やし、スピードを抑制、歩行者の
安全な横断のため）

（駐車場出入口全てに警備員を配置する）

・土地勘がない人にもわかるよう、「保育所あり」や「スクールゾーン」等看
板の設置をしてほしい。

・ららぽーと前の生活道路の渋滞対策を万全にしてほしい。

・渋滞に伴う排ガス・騒音への対策、また、緑など自然を多くしてほしい。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 雨水対策に関する事

山室一丁目の住宅内に雨水が絶対入らないようにしてください

ア 対策として緑地帯は遊水機能をもたせる。

イ 公園は住宅敷地より低くし、勾配は店舗側を低くしてください。

ららぽーとの貯水槽は、県基準の1時間あたり五十ミリ以上の想定をしているとの事ですが、近年は、短時間で総雨量が百八十三ミリ、二百ミリという状況なので、それに対応してほしい。

(2) 市道五一三七号線への影響について

市道五一三七号線に9番出入口を設置することにより交通量が激増するため、深刻な影響が心配されます。この道路は、保育所、幼稚園、特養ホーム、市民プール、図書館、社会福祉協議会、市役所、文化会館が間近にある生活道路です。保育園児や小学生が数十人から百人規模で歩くこともあり、プールへは幼児から小中学生、子ども連れの保護者など自転車で通う人も多い道路です。

以上のことから

9番出入口の1時間当たりの来店、帰宅車両の予想台数を示してほしい。平日の朝夕も誘導員の配置をすべき。（学校、幼稚園、保育園の行き帰りの安全確保は、周辺住民の生活環境保持の立場からお願いします）

利用客の安全歩行のため敷地内に歩道を設置してください。

(3) 商業棟の一角に保育所を設置することについて

一・五キロメートルの「リングロード」がすぐそばにあり、そのそばに乳幼児が長時間生活する保育所を設置することは乳幼児の健康に悪影響が

心配されます。

小売、サービス等を目当てに一日当たり数万人の人々が集まる建物の一角に設置することによる防犯上の心配があります。

保育所の家賃（テナント料）が保育所の運営を圧迫するのではない心配です。

(4) 図4-2 広域誘導案内計画図案について

出入口9番、ご近所様用ではすまされない。広域図になんらかの記載が必要？

出入口9番利用と関連し、羽沢コープ前交差点と富士見ニュータウンバス停前の交差点が渋滞するため交通安全対策が必要です。

(5) 交通への支障を回避するための方策等について
経路について

「店舗西側からの来店車両の周知は行わない」としていますが、それで渋滞を解消するのは難しい。

駐車場計画、誘導員等の配置について

届出文書は一般的な記述です。地域住民として近隣の交通渋滞が危惧されます。住宅に隣接した大型商業施設としての自覚と経営理念が必要とされています。

休日に五万人、平日はその半分の人が（車両が七割）来店を想定。その数を基本に時間帯を含めて誘導員の必要人員を予測し対応すべき。

予測と並行して誘導員を適正時間に適正配置がスムーズにできる業務の仕組み（判断、手配など）を具体的に示してください。

駐車場の利用時間帯

早朝から深夜四時と長すぎます。早朝、深夜の駐車場出入口を4番とし他の出入口の利用を制限し住民の生活環境に配慮すべきです。

(6) 荷さばき搬出入計画について

届出時間帯が丸二十四時間は困ります。午後十一時から翌朝五時までは禁止してください。（住民の睡眠を妨げるおそれがあります）

出口1、入口2、3の利用はしないでください。

荷さばき作業時間を荷の量（車のトン数）に関わらず同じ時間内（二十分以内）としていることが疑問です。無理な作業時間設定で、かえって騒音を発生させるのではないか。また、労働者の職業病誘発が考えられます。

施設面の防音対策を重視してください。

(7) 等価騒音レベル予測結果のまとめについて

個々の等価騒音レベルを合算した場合の住民の生活環境への影響があるのではないか。

住民からの苦情への対応への具体的内容を示してください。例えば室外機器の運転制限など。

(8) 緊急車両の動線について

市役所前の交差点から山室、渡戸方面への緊急、救急車がスムーズに住宅地に入れるように動線を確保してください。

(9) CO₂削減・自然エネルギーの問題について

CO₂削減にどう努力するのか具体的に示してください。

ア 緑地公園に巨木をたくさん植える。

イ 事業者のホームページ 説明会資料において環境対策として、『コージ エネレシヨンステム』を導入します。壁面緑化・屋上緑化、ソーラーパネルやEV充電ステーションの設置、共用部分の照明はLEDを採用するなど『創・省・蓄』エネルギーの実現をめざします」となっていますがその内容の具体化をしめてください。

ウ ららぽーと出店による電力消費量がどれだけ増加するのか明らかにして下さい。そのうち自然エネルギーによる発電でまかなう量の見通しを示して下さい。

(10) 従業員用駐車・駐輪場について

約四千人の従業員のための駐車・駐輪場について明らかにして下さい。基本的に公共交通機関、自転車、徒歩には賛成ですが、駐車場を必要とする従業員の対応も必要です。

(11) 駐輪場の管理について

駐輪場の管理は、従業員等の巡回となっています。巡回する従業員の業種など具体的記述にすべきです。

警備員を配置してください(来店予想客数から)。

(12) 廃棄物減量化およびリサイクルについて

配慮事項の3、6、7の項目で配慮事項が示されていますが一般的です。発生する廃棄物の量の予測を市民が理解しやすい内容で記載してください。(既存類似施設実績など参考に)

廃棄物の焼却場への持ち込みの見通し量、有害ごみについて明らかにしてください。

志木地区衛生組合が管理する焼却場、リサイクルセンターの活用を考えているのか記載すべきです。「届出」の「一日あたり廃棄物排出量」に三

百六十五日をかけると一六六・五九トンになり、その量は市内の事業ごみ年間分四〇六七トン（平成二十年度）の四〇・九七%です。「届出」の廃棄物想定量の見積もりが少なすぎるのではないか。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

交通量の増加、第五保育所周辺の交通状況、こどもの安全と生活道路の確保、渋滞対策、押しボタン式信号の設置、防犯カメラの設置、排気ガス対策、違法駐車対策、警備員配置による渋滞回避案のルール制定と徹底、交通量増加に伴う安全の確保、子供たちの安全（保育所、小学校、児童館等の施設が近隣にある）、渋滞防止、トラブル発生時の連絡窓口、近隣地域に実害が出た場合の対策、ららぽーとと近隣施設の明確な分離

・交通量の増加に伴い、自己のリスクが高くなると思う。子供やお年よりも多いので横断歩道、駐車場出入口に警備員が立つなど配慮してほしい。

・第五保育所の駐車場から保育園へ行く横断歩道に手押し信号を設置してもらいたい。現状でもわたりにくく、スピードを出す車が多いのに、ららぽーとが出来たら渡れるか心配。まだ上手に歩けない子もいるので、信号を設置して安心して渡れるようにしてもらいたい。

・市役所や図書館の駐車場に停めてしまっ人が出てくるのではないか心配。

・ららぽーとが出来ることによって、交通量が増えることが予想される。地域住民は第五保育所の前を通ってららぽーとへいく人が多いと思う。第五保育所前の横断歩道には信号がなく、交通量が増えると渡れなくなってしまうかもしれない。特に朝や夕方はスピードを出す車が多く危険なので、市から押しボタン式の信号の設置の要望を出してもらっているが未だにつかない。県やららぽーと側からも信号設置のための要望書を出してほしい。信号を付けることで渋滞が助長される可能性もあるが、死者がでてからでは遅いのです。

・市役所側から保育園に渡る道路に信号機をつけてほしいです。夕方から夜

間にかけて暗くなる時間は危険です。今でも自動車は止まることが少ないのに、ららぽーとができると交通量がアップし保育園があることさえ知らない人は危険予知さえ出来ないと思う。事故が起きる前にどうにかしてほしい。

- ・手押し信号を保育所の近くに付けてほしい。場所によってはガードレールの設置も考えていただきたい。

- ・道路の混雑回避の徹底を行ってほしい。

- ・市役所前、五一三七号線の出入口はあまり使用してほしくない。

- ・市役所駐車場利用者への配慮を行ってほしい。送迎時に停められないということは絶対にあつてはいけないと思う。また、保育園のイベントの障害になるようでは困るので。

- ・入口を有料道路側のみにするべきでは。「入口6」があると駅の方まで渋滞が予想される。

- ・ららぽーと利用者が市役所、きらり、図書館の駐車場を利用できないように対策が必要です。三十分まで無料や、第五保育所用の駐車場を確保するなど。

- ・まず保育所前の横断歩道に信号機を必ず付けてほしい。交通量増加と混雑は避けられないので何年も前から要望をしているが必ず実現してほしい。

- ・要所要所に必ず交通整理員を配置してほしい。

- ・歩道が狭い箇所があるため交通量が増えると子供の登下校の際にとっても心配。

- ・第五保育所前の横断歩道に信号がなく、今現在でも停車する車が少ないためららぽーとが出来るとますます心配です。

- ・ららぽーと近くに消防署があり、渋滞が発生すると緊急時に不安です。

- ・安全面を考慮し、第五保育所前の手押し信号を設置してほしい。

- ・出入口には常に警備員を配置してほしい。

- ・富士見諏訪2丁目、第五保育所前に起きましては、横断歩道が設置されているにもかかわらず車が停止しない状態が多いです。そのため毎年富士見市役所より東入間警察署へ信号機の設置要望を出しております。市の方からは登降所においては保護者の責任でとたびたびご意見をいただきますが、幼児であるが故、児童よりもさらに予測不可能なこともあります。手をつないでいても反対側のお友達をみて急に放したり、下の子を抱いたり、妊婦ゆえ上の子の動きに俊敏に対応できなかつたりします。保護者がいるので児童より安心ということはありません。今でさえ、なかなか渡

れないので半分まで渡ったら後ろの車が動き出し、前の車は止まらずに、横断歩道の真ん中に取り残された親子もいます。より混雑の予想される土曜日に利用している方も年々増えていきますので押しボタン式信号の設置を強く求めます。

- ・子供たちを万引きなどの誘惑から守るよう、店舗を内側に設けられていてありがたいですが、不特定多数の来客、車の通行の増加が予想されますので小中学生のために近隣の（特に）山室、南畑方面の防犯カメラの設置を求めます。

- ・市では給食・園庭の放射能、光化学スモッグについて保護者の安心のために掲示などしてくださっています。一〇〇〇台を超す駐車場が何箇所も出来るので排ガス対策もしっかりし、市民の安心と富士山に見える市を守ってください。

- ・お散歩コースの交通量が増えることで危険が増えることが心配です。歩道を大きくする、信号機を設置するなど対策をしてほしい。

- ・市役所の駐車場への無断駐車が起きないようにしてほしい。
- ・ららぽーと目当てに周辺に不審者が集まることのないよう、警備の徹底など対策を講じてほしい。

- ・各出入口に面した道路は主要道路や交通機関利用者の頻度が高い。狭くて追い越し困難な道路です。園児、児童が利用する横断歩道は信号から近いため、現時点でも渋滞になりかねない状況です。各出口には警備員を配置し、渋滞緩和対応を行ってもらいたい。まずは対応策を閲覧できるようにし、渋滞時の待機方法を公開してほしい。

- ・交通量増加にともない児童の安全を第一に考え信号の設置と交番の設置をお願いしたい。現在も第五保育所前には信号がなく、とても危険です。

- ・交通量の増加が予想されるため、登下校時や休み時間などの安全を図るための配慮をしてほしい。たとえば、ガードレールや保育所前の横断歩道に信号機を設置する等。

- ・保育所の送迎に市役所の駐車場を利用しているが、ららぽーとの利用客が市役所の駐車場を利用していっぱいになることがないようにしてほしい。
- ・保育所前の横断歩道に手押し信号を設置してほしい。

- ・現在の交通事情では渋滞は避けられないと思います。特に週末は保育所の迎えの時間に差し支えないかが心配です。どこのららぽーとも「ららぽーと渋滞」という名称がつくほどです。駐車場の整備と公共の交通機関をもう少し充実させる必要があると思います。

- ・ららぽーと前の五叉路の安全性が心配です。保育所前の信号機の設置も合わせてお願いしたいです。
- ・保育所の送迎の際に駐車場にスムーズに止められるか心配です。
- ・第五保育所と諏訪小学校に子供を預けています。単純に交通量の増加に伴う事故などが心配です。
- ・送り迎えのときに市役所の駐車場を利用しているが、ららぽーとに来る人たちも利用する可能性がある。夕方の迎えのときが心配です。
- ・信号待ちを避ける車が役所の駐車場を使用することがある。幼児が通る場所なので、そのような車が増えることが心配です。
- ・保育所前の横断歩道には信号がない、交通量が増えたら今以上に止まってくれなくなりそうで心配です。
- ・第五保育所への送迎の際（自動車、月々土、九時～十九時）、現状と変わりなくスムーズに通行できるように対応していただきたい。第五保育所からおよそ二キロメートル圏内の人が通っているが職場までの距離はその限りではない。
- ・ららぽーと出店で交通量が増えるので、保育所前の横断歩道に信号を付けたほうが安全だと思います。
- ・渋滞や施設利用客によるトラブルなどが発生した場合に近隣住民からの連絡を受ける専用窓口・担当者を用意してほしい。（ららぽーと、行政ともに）
- ・交通渋滞などといった、近隣周辺に具体的な悪影響が出た場合の対策について説明会などの公の場で近隣住民に説明してほしい。（なお、「駐車場があるので渋滞は発生しません」という回答は求めておりません。）
- ・ららぽーとの利用客が市役所の施設、駐車場などを利用することはないようにしてほしい。場合によってはららぽーとの警備員を配置し、交通整理や監視をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

ふじみ野市の意見

1 オープン当初及び繁忙時に、国道二五四号バイパス及び県道ふじみ野朝霞線などから、ふじみ野市内の生活道路への迂回路として進入を防止するため、交通誘導員・注意看板等の措置を考慮してください。

2 ふじみ野市立さぎの森小学校、及び花の木中学校の児童・生徒の安全確保に配慮してください。特に、通学路に指定されている道路に建設工事の車両が通行する場合、通学路時間帯（登下校時）の大型車両の通行は控えていただくとともに、警備員の配置をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

1 交通関係

(1) 交通安全・渋滞対策

案内板（看板）の設置

- ・ 周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため
- ・ 来店者及び帰宅者に対し適切な誘導を行うため（設置箇所 来店・帰宅経路上）
- ・ 公共交通機関の利用を促進するため（設置箇所 駅、駅前広場及びその他必要な場所）

ホームページ、チラシ等による対策の周知

- ・ 来店車両及び帰宅車両の市道第五一三七号線の通過を抑制するため
- ・ 周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため
- ・ 来店者及び帰宅者に対し適切な誘導を行うため
- ・ 公共交通機関の利用を促進するため

交通整理員の配置及び警備員による見回り

- ・ 来店車両及び帰宅車両の周辺住宅地、生活道路への侵入、通過を防止するため
- ・ 自転車利用者及び歩行者の交通事故防止のため（特に幼児、児童、生徒及び高齢者等の交通弱者並びに通勤、通学及び保育所等への送迎時）
- ・ 来店時及び帰宅時の渋滞緩和のため

・ 施設周辺の道路、歩道への違法駐車、駐輪を防止するため

臨時駐車場の確保

- ・ 開業時や年末年始、ゴールデンウィーク、お盆時期等の繁忙期間

業務車両等に対する指導

- ・路上待機の防止
- ・入退店時の適切な経路の確保
- ・店舗利用者、自転車利用者及び歩行者との交通事故防止（特に幼児、児童、生徒及び高齢者等の交通弱者並びに通勤、通学及び保育所等への送迎時）

2 環境関係

(1) 廃棄物対策

リサイクル及び分別の徹底

クリーン活動、啓発活動への取り組み（店舗敷地及び周辺道路含む）

- ・不法投棄を防止するため

(2) 温暖化対策

近接する住宅との緩衝帯の設置

来店車両などのアイドリングストップの徹底（特に夏・冬季には警備員等による見回り）

緑化、公園整備など積極的な緑化推進

太陽光発電などの推進

- ・CO₂の排出削減により環境負荷を低減するため

(3) 騒音対策

深夜、早朝の荷捌き作業や深夜の駐車場利用により発生する騒音への対応

- ・静穏な生活環境の保持のため

施設内から発生する騒音への対応

- ・静穏な生活環境の保持のため

(4) 光害対策

屋外照明、広告塔照明及び街路照明灯の配置、利用

- ・近隣住宅地及び周辺農地への影響を極力少なくするため

3 防災・防犯関係

(1) 防災対策

行政、地域住民と連携した防災対策

- ・災害時における緊急避難所の提供

- ・防災備品の備蓄

・施設内各店舗（テナント事業者）に対し、災害時の誘導を徹底

(2) 防犯対策

防犯カメラの設置

- ・ 犯罪、青少年の非行防止のため警備員による巡回

- ・ 犯罪、青少年の非行防止のためその他の防犯対策

・ 施設内の各店舗（テナント等）に対し、防犯対応を徹底

・ 館内放送等による青少年等への啓発

・ 警察、学校関係者、PTA等との連携

4 生活環境の保持に関する事項（全般）

(1) 生活環境の保持のための対策（全般）

地域の声を聴く窓口の設置

・ 出店に伴う生活環境の変化に適切に対応するため

5 地域貢献

(1) 地域貢献

まちづくりへの協力

・ 市役所をはじめとした周辺公共施設や地域との連携によるイベント等の企画・参加・協力

・ 行政・地域と一体となったまちづくり、施設運営

施設の提供

・ 地域や教育関連施設等（保育所、幼稚園、学校等）の催し物や学習の場として

市内産業の振興

・ 商工・農業関係者との連携による市内産業のPRや共催事業の実施

・ 退店、撤退時における早期の情報提供

・ 市内事業所との連携（各店舗の裁量で対応可能な地場産品の利用や店舗内の清掃や警備、広告印刷や使用する事務用品購入などの取引）

その他地域貢献全般

・ 市内での雇用促進

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カスミ越谷レイクタウン店

埼玉県越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業二百四街区

一画地の一部

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

大和ハウス工業株式会社 埼玉東支社 支社長 稲村敏伸

埼玉県越谷市七左町三丁目七十七番地

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社カスミ 代表取締役 小瀨裕正

茨城県つくば市西大橋五百九十九番地一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十七年三月十一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千二百九十九平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九七台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から翌午前〇時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から翌午前〇時三十分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十六年七月十日

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年十一月二十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町大字旭台二一、三五

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第千九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、
次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光五〇二の二
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第千九十一号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上田清司

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社益子工務店	益子榮四郎	埼玉県ふじみ野市大井千四十二番地一

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路線名 日高川島線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
町二〇八七番五地先まで	坂戸市大字石井字新町二〇八八 番二地先から同市大字石井字新	区 間
一二・四〇 一二・四〇	一〇・〇六 一二・四〇	敷地の幅員 (メートル)
二七・五二		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>日高川島線</p>	<p>路線名</p>
<p>坂戸市大字石井字新町二〇八八番二地先から同市大字石井字新町二〇八七番五地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年七月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長二七・五メートル</p>	<p>備考 平成二十六年七月二十九日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 片柳川越線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
二番一三地先まで	坂戸市東坂戸一丁目六六九番六 地先から同市東坂戸一丁目六五	区 間
一〇・九四 一〇・八六	九・五六 一一・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一九・五四		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>片柳川越線</p>	<p>路線名</p>
<p>坂戸市東坂戸一丁目六六九番六地先から同市東坂戸一丁目六五二番一三 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年七月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一九・五四メートル</p>	<p>備考 平成二十六年七月二十九日付け埼玉 県飯能県土整備事務所長告示第十二 号で告示した道路予定区域の供用開 始である。</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>同市大字長野字神明 四九一〇番二地先まで</p>	<p>行田市長野三丁目 一八番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・一五 一三・五三</p>	<p>七・一五 一三・五三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三四五・七三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 園 田 誠 司

<p>上中森鴻巣線</p>	<p>路線名</p>
<p>行田市長野三丁目 一八番地先から 同市大字長野字神明 四九一〇番二地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年七月二十九日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>県道仮廻し。 独立行政法人水資源機構が行 う武蔵水路改築工事に伴う迂 回道路。 平成二十六年七月二十九日付 け埼玉県行田県土整備事務所 長告示第四号で告示した道路 区域の供用開始である。 延長三四五・七三メートル。</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十五年十二月十六日

指令川建セ第二五 一一六 号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十三日

川建セ第二六 五九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字東谷ツ四三六六番一、四三六六番二三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾四三六六番地一

小久保道也

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年七月十八日

指令川建セ第二四〇一一五一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十五日

川建セ第二六〇〇六七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字奥田字羽黒百十四番一、字大日向百三十六番、百三十七番、百三十八番、字鳥居前四百九十八番一、四百九十九番、五百番、五百三番三、五百三十四番一、五百三十五番一、五百三十六番、五百三十七番、字後谷五百三十八番、五百四十番、五百四十二番、五百四十三番、五百四十四番、五百四十五番、五百四十六番、五百四十七番、五百四十九番、五百五十番、五百五十一番、五百五十二番、五百五十三番、五百五十四番一、五百五十五番、五百五十六番、五百五十七番、五百五十八番、五百五十九番、五百六十番、五百六十一番、五百六十二番、五百六十三番一、五百六十三番二、五百六十四番、五百六十五番一、五百六十五番二、五百六十六番、五百七十番、五百七十一番一、五百七十四番、五百七十五番、五百七十八番、五百八十一番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都豊島区東池袋四丁目二六番三号

株式会社良品計画 代表取締役社長 金井 政明

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年二月二十五日

指令川建セ第二五〇一二〇一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十五日

川建セ第二六〇〇六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘四丁目八百五十七番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪九三四番地三七

尾名高 明男

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十六年七月十四日

指令越建セ第二五〇〇六四一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十四日

越建セ第一八五十一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸四丁目二千百六十七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納百九十番地

小林 新一

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

一 許可番号

平成二十五年七月十七日

指令越建セ第二五〇〇四五一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月二十五日

越建セ第一八六一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東三百四十一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根二千七百四十八番地十二

宮下 繁三

埼玉県南埼玉郡宮代町川端二丁目二番二十四号 セルアーモ並木三〇二号

伊瀬谷 さおり

告 示

埼玉県教委告示第二十二号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、平成二十六年八月一日から施行する。

平成二十四年埼玉県教委告示第三十三号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、平成二十六年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、平成二十六年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成二十六年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「五、〇二四円」とあるのは「五、〇二八円」と、「五、六一円」とあるのは「五、六四八円」と、「六、一〇四円」とあるのは「六、二〇八円」と、「六、五二四円」とあるのは「六、六四七円」と、「六、六〇一円」とあるのは「六、九二五円」と、「六、七〇八円」とあるのは「六、九〇三元」と、「六、三七五円」とあるのは「六、五五一円」と、「三、九三〇円」とあるのは「三、九五〇円」と、「一五、〇〇一円」とあるのは「一五、二四七円」とする。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、〇二四円	一三、〇四〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、六一円	一三、四四七円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇四円	一六、二八一円
三十五歳以上四十歳未満	六、五二四円	一八、八三四円
四十歳以上四十五歳未満	六、六〇一円	二一、七八四円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇八円	二四、五三二円

七十歳以上	三、九三〇円	一三、〇四〇円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、〇〇一円
六十歳以上六十五歳未満	四、七二三円	一九、一六七円
五十五歳以上六十歳未満	五、九三二円	二四、一一四円
五十歳以上五十五歳未満	六、三七五円	二五、三七六円